

一般社団法人
日本自動車工業会の新たな取り組み
～3R高度化へ向けて～

2018年2月
一般社団法人 日本自動車工業会
リサイクル廃棄物部会

1. 樹脂マテリアルリサイクルの取組み①

<取組みの背景>

- 自動車リサイクル法は、当初目的「使用済車の適正処理・リサイクル向上」を概ね達成
- 今後は3R高度化の推進に向け、ASRの主成分である使用済車由来の樹脂の活用によりASR量の削減、ASRリサイクル料金低減が求められている
- 使用済車から新車への量産体制に向けた**再生樹脂活用の本格的な取組み検討が必要**
自動車への再生樹脂活用には留意すべき大きく**4つのポイント**があり、特に**環境規制への対応**は重要なポイントであり、その可否が取組みの方向性を左右する

<再生樹脂活用のポイント>



1. 樹脂マテリアルリサイクルの取組み②

<活動計画>

2017年度 (1年目)	2018年度 (2年目)	2019年度 (3年目)
対象部品調査・選定 解体作業調査 推進計画策定・関係者調整	品質・コストの検証と改善策の 検討・実証 化学物質状況調査・対応策検討	品質・コスト改善策再検証 量産化(体制・技術)実証

※2018年度以降の活動は、別途 財団の継続審査あり

■ 2017年度 (1年目)

	実施者	期間	実施項目
回収部品 選定	自動車メーカー	~1月	・プラスチック種別、グレード、難燃剤等の使用状況等を踏まえた、リサイクル候補部品の調査・選定
	解体業者 破碎・洗浄業者	1月中旬 ~	・自動車メーカーで選定した回収候補部品の解体性の検証 ・効率的な回収方法と工数改善案の検証 ・自動車部品活用のための品質向上(異物除去等)方法の検討
	コンパウンド メーカー	2月~	・使用済車由来樹脂の劣化度合 (バージン材比較) 検証

2. 生産車へのDecaBDE廃止の取組み

自工会は、現在の新型車・継続生産車で各国法規制に先駆けて、段階的に廃止

- 2012年頃から、順次新型車から廃止
- 国内化審法においてDecaBDEの使用が禁止される本年度末（第1種特定化学物質として施行予定）までに、継続生産車含めて全廃予定。

(参考)

国内のDecaBDE 製造・輸入事業者は、平成29年4月までにDecaBDE の製造・輸入を終了している。

(平成29年9月22日（金）化審法3省合同審議会の資料より)

http://www.meti.go.jp/committee/kagakubusshitsu/anzentaisaku/pdf/h29_02_01_01_00.pdf

3. 情報発信について①

<情報発信の背景と基本方針>

- 自動車解体業界では、現状 **樹脂部品はほとんどマテリアルリサイクルされておらず、** 取り外しもなされずシュレッダーダストとなり**サーマルリサイクルされている**
(中古部品として取り外された場合も、最終的な廃車時は取り外されない)
- 一方で、自動車リサイクル法審議会においては、ユーザーが負担するシュレッダーダストのリサイクル料金低減を目的に**樹脂のマテリアルリサイクルの推進が要請されている**
- スtockホルム条約で、過去に内装材の難燃剤として広く使われた、臭素系難燃剤の一つである**deca-BDEの全廃**が決まり、樹脂リサイクルを推進するためには**deca-BDEを混入させない方策が必要**



自工会では、

樹脂のマテリアルリサイクルが目的であることから、臭素系難燃剤等の化学物質を含有していない**取外し候補部品の選定と公表**により、解体業界におけるより安全な樹脂のマテリアルリサイクル促進に貢献

3. 情報発信について②

<リサイクル候補樹脂部品選定の基本的な考え方>

■ 樹脂のマテリアルリサイクルの促進が本来の目的であることから、

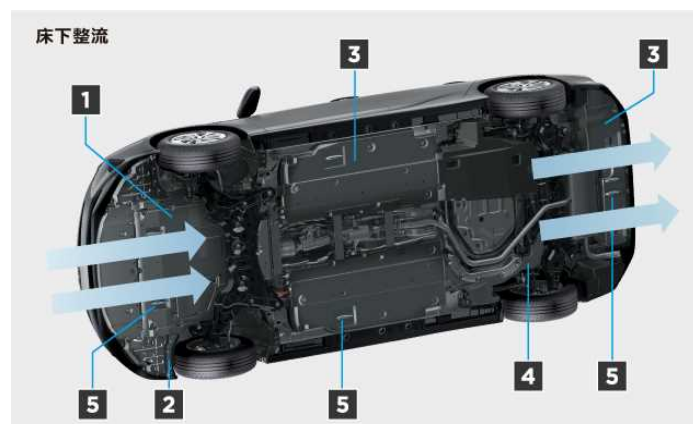
- ① 臭素系難燃剤等規制物質の「非含有」部品を選定する
- ② 取外し等がより「工数少」で可能であり、「重量大」の部品を優先して選定する

※非含有部品であっても取外しが困難、小さい(軽量)等の樹脂部品はリサイクルされる可能性は低く、解体業界に混乱を与えることから除外する

<候補部品 (例) > (外装材の大型部品)



前後バンパー



アンダーカバー類

3. 情報発信について③

<情報発信の具体的なイメージ -1->

■ 日本ELVリサイクル機構を通じて、解体業界に広く情報発信を実施予定

ELV Newsletter Vol. 104 2017.11.1

日本ELVリサイクル機構 ニュースレター (ELV Newsletter)
 《編集・発行責任者》日本ELVリサイクル機構 広報部長 永田 則秀
 一般社団法人日本ELVリサイクル機構 〒105-0004 東京都港区新橋3丁目2番2号
 TEL: 03-3519-5181 FAX: 03-3597-5171
 メール: jaera-homepage@elv.or.jp H P: http://www.elv.or.jp/

自動車リサイクル士 札幌会場：開催レポート
 総勢51名の参加のもと、今年度初の認定講習会を開催！

目次

- 巻頭言 1
- 自動車リサイクル士 1
- 未来部会事業所見学会 4
- ブロック・地域の活動紹介 5
- 関係団体の総会紹介 6
- エアバッグ類未処理事故 7
- メルセデス・ベンツ提供記事
 バッテリーの判別方法 8
- 鉄スクラップ最新情報 9
- 行事予定・お知らせ 10
- 編集後記 10

巻頭言

ELV機構は、10月17日～18日の2日間にわたり、「自動車リサイクル士制度認定講習会」を札幌会場（北農健保会館／北海道札幌市）にて開催しました。当日は、受講者36名（新規受講者20名、有資格者を対象としたフォローアップ講習受講者16名）、札幌市環境局からのオブザーバー参加者や関係者などを含めて、計51名の参加者が集まりました。

行政や自動車メーカーからの講師派遣協力

引取や解体、破砕などの実務面の講習では、北海道ブロックのインストラクターが中心となって講師を務めました。その他、自動車リサイクル法関連の講習は行政（北海道経済産業局）より、自動車メーカーの取り組みに関する講習は自動車メーカー（一般社団法人日本自動車工業会）より講師を派遣していただきました。

▼ご協力いただいた講師の皆様

北海道経済産業局 環境・リサイクル課 課長補佐 山本 一宏 様
 一般社団法人日本自動車工業会 リサイクル・廃棄物部長 崎村 高士 様

初の試みとなる「特別講演」の実施

今回が初の試みとなる「特別講演」では、公益財団法人日本生産性本部コンサルティング部より喜多川和典エコ・マネジメント・センター長をお招きして、「欧州のサーキュラー・エコノミーがELVリサイクルに及ぼす影響」というテーマでご講演いただきました。



ELV Newsletterによる情報発信(11月)

リサイクル士研修会等での情報発信(18年度より毎年実施予定) 7

3. 情報発信について④

<情報発信の具体的なイメージ -2->

■ 自工会HP等への掲載による幅広い周知を実施予定(3月)



4. 今後の樹脂マテリアルリサイクルに向けた要望

■ 新車への再生樹脂の活用の為には、数万トンレベルの膨大な供給量が必要

- ⇒① 不特定多数の自動車解体業者からの部品回収においては、国際的な条約における環境規制対象化学物質等の非意図的な混入の可能性は否定できない
- ② 長期的な供給量の拡大を考慮した際には、化学物質管理も勘案したASRからの樹脂選別を可能とする高度な選別技術などが必要。



新車製造時の樹脂は、厳選された素材であるがゆえに、使用済車由来の樹脂も資源性を有する一方、製造後に新たに化学物質管理が必要になった素材

技術開発をしつつも、国際競争力が持てる製品製造が出来るように、資源循環・リサイクルと化学物質管理の双方を満足した仕組みが必要

5. 自工会の今後の樹脂マテリアルリサイクルへの取組み

- ① 現在 参画中の樹脂リサイクル実証事業への協力を継続
- ② 樹脂リサイクル候補部品の検討と解体業界への公表
- ③ 樹脂リサイクルに係る有効な各種実証事業へアドバイザーとして参画
- ④ ASRサーマルリサイクル時の処理性検証へのASRチームを通じた協力

以 上